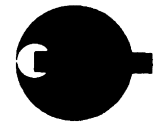


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○安全・安心まちづくり推進課長印の新調(総務課)	一	見の概要に関する公告(金融・商業振興課)	一
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	一	○大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の概要に関する公告(金融・商業振興課)	二
○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告(金融・商業振興課)	一	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	三
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告(金融・商業振興課)	二		

告 示

奈良県告示第二百九十一号
安全・安心まちづくり推進課長印を次のとおり新調し、平成十九年十一月一日から使用した。

平成十九年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾



注 縦 21 ミリメートル
横 21 ミリメートル

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十九年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十一月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンスポーツ奈良
- 三 代表者の氏名
吉田 征八郎
- 四 主たる事務所の所在地
奈良市法蓮町一四一七番二号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツの普及普及、競技者指導者及びボランティアなどの育成、スポーツ施設の管理運営に関する事業を行い、スポーツの振興及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」といいます。(第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べようとする理由を記載した書面を添えて、平成十九年十一月二十日から平成二十年三月二十一日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。

平成十九年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 デイリーカーナートイズミヤ新大宮店
所在地 奈良市三条添川町二〇一ほか
- 二 変更しようとする事項
駐車場の位置
(変更前) 届出書添付図面のとおり
(変更後) 届出書添付図面のとおり
(変更後) 届出書添付図面のとおり
自動車の出入口の位置
(変更前) 届出書添付図面のとおり
(変更後) 届出書添付図面のとおり
- 三 届出年月日
平成十九年十一月九日
- 四 縦覧場所
奈良県商工労働部金融・商業振興課
- 五 縦覧期間
平成十九年十一月九日から平成二十年三月十日まで
- 六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十九年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイヤモンドシテイアルル

所在地 橿原市曲川町七丁目四四三―一ほか三十九筆

二 市町村から聴取した意見

交通関係

交通安全対策及び交通渋滞の回避のため、橿原警察署と充分協議し、その指示にしたがうこと。

環境関係

事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。

事業者は、工事を実施する際、公害が及ぼすと思われる付近住民に対し事前説明を行うと共に、公害が発生した場合は誠意を持って対応すること。

その他

大規模小売店舗立地法第四條第二項の規定に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

四 縦覧期間

平成十九年十一月二十日から同年十二月二十日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定により大規模小売店舗の設置者に対して県の意見を述べましたので、次のとおり公告し、その意見を

縦覧に供します。

平成十九年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）イオン大和郡山ショッピングセンター

所在地 大和郡山市下三橋町六九一―一ほか

二 県の意見

当該店舗の出店による交通量の増加に伴う交通混雑の緩和及び住宅地内道路や通学路への来退店車両の進入防止について、より実効性のある対策を示されたい。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

四 縦覧期間

平成十九年十一月二十日から同年十二月二十日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

奈良市西木辻町二〇〇岡谷会本館二階の奈良県医療労働組合連合会執行委員長南村初美から平成十九年十一月十二日付けで、次のとおり争議行為を行うと通知がありました。

平成十九年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 事件

1 医師、看護師等をはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員及び労働条件の改善並びに「合理化」・業務委託反対

2 生活を守る資金及び雇用の確保、大幅一時金獲得並びに「成果主義資金」導入反対

3 医療・介護・社会保障の拡充、医療保険制度改悪の中止、撤回並びに安全・安心の医療及びゆきとどいた看護の実現

4 国公立・公的・民間医療機関の統廃合等の医療機関の縮小、廃止反対、存続拡充及び雇用の確保

5 看護師確保法・基本指針の改正、医師確保の抜本対策の実施、〇八年診療報酬等

の緊急財源確保並びに二年課程通信制の奈良一校の開設、受講保障及び支援措置の確立

6 九条を中心とする憲法改悪防止、国民投票法具体化阻止、改悪教育基本法の強要反対、核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護及び消費税その他の庶民税増税阻止

二 日時

平成十九年十一月二十六日（月）午後一時以降、妥結に至るまでの間、連日又は短時間

三 場所

1 岡谷医療労働組合の関係事業所

奈良市南京終町一―二五―一

おかたに病院

奈良市南京終町一―一八三―二五

さくら診療所

奈良市高畑町九五―一

高畑診療所

奈良市芝辻町四一七―二

新大宮診療所

奈良市今在家町三八

佐保川診療所

大和郡山市新町三〇五―九二

片桐民主診療所

大和郡山市小泉町五五二

小泉診療所

奈良市高畑町二一〇

介護老人保健施設「やぐしの里」

奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館 階

デイサービスセンターせいび

奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館 階

訪問看護ステーション「ぬくもりポート」

大和郡山市新町三〇五―九二

訪問看護ステーション「あじさい」

奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館二階

岡谷会ホームヘルプステーション

奈良市南京終町一八三

しあわせ薬局・済美店

大和郡山市新町三〇五八八六

しあわせ薬局・片桐店

大和郡山小泉町八〇八

しあわせ薬局・小泉店

2 平和会医療労働組合の関係事業所

奈良市西大寺赤田町一七七一

吉田病院

奈良市西大寺赤田町一四一六

伏見診療所

奈良市西大寺北町四一四一

きたまちクリニック

奈良市あやめ池南六一一七

あやめ池診療所

奈良市三碓二一三

とみお診療所

奈良市石京三二二二

ならやま診療所

生駒郡三郷町夕陽ヶ丘一三三

夕陽ヶ丘診療所

生駒市本町七一〇

いこま駅前クリニック

奈良市西大寺赤田町一七七一

精神障害者生活訓練施設「ハイツリベルテ」

奈良市西大寺赤田町一七七一

訪問看護ステーション「ほおずき」

奈良市あやめ池南六一一七

訪問看護ステーション「わかば」

奈良市三碓二一三

訪問看護ステーション「ほほえみポート」

奈良市石京三二二二

訪問看護ステーション「ひだまり」

奈良市西大寺赤田町一七七一

平和会ホームヘルプステーション

奈良市西大寺赤田町一五三

あしび薬局・赤田店

奈良市あやめ池南六一一四一

あしび薬局・葛蒲池店

奈良市西大寺北町三一四一三三

あしび薬局・北町店

奈良市富雄元町二七二二一〇一

あしび薬局・富雄店

生駒市本町七一

あしび薬局・生駒店

3 健全会労働組合の関係事業所

大和高田市日之出町二二一三

土庫病院

大和高田市日之出町二一三三

土庫こども診療所

大和高田市日之出町二一六

日之出診療所

北葛城郡河合町大字穴闇八一

河合診療所

桜井市大字大福二四〇一

大福診療所

大和高田市日之出町二一八

東洋医学研究所附属・鍼灸施術所

生駒市本町七一〇

生駒胃腸科肛門科診療所

大和高田市日之出町二一五

介護老人保健施設「ふれあい」

大和高田市日之出町二一四

訪問看護ステーション「そよかぜ」

北葛城郡河合町大字穴闇八一

訪問看護ステーション「はるかぜ」

北葛城郡河合町大字穴闇八一

河合診療所ホームヘルプステーション

大和高田市日之出町二一〇

あおば薬局

北葛城郡河合町大字穴闇八四一八

みどり薬局

秋篠西会労働組合の関係事業所

奈良市西大寺赤田町一七七一

介護老人福祉施設「こがねの里」

奈良市秋篠新町二七〇

あかね保育園

5 慈光園労働組合の関係事業所

大和高田市池田四四四

介護老人福祉施設・慈光園

四 概要

救急患者及び入院患者、施設入所者、利用者のための保安要員を除いたすべての組
合員によるストライキ又はその他のすべての争議行為

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六條第二項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年七月十日第八〇一五七号

平成十九年十月十八日第八〇一五七一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月十二日第六八一五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十一月十二日第四二六五号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市天井町一八番地ノ九、一九番地ノ一、一九番地ノ二、一九番地ノ三、一九番地ノ四、一九番地ノ五、一九番地ノ六、一九番地ノ七、一九番地ノ八、一九番地ノ九、一九番地ノ一〇、一九番地ノ一一、一九番地ノ一二、一九番地ノ一三、一九番地ノ一四、一九番地ノ一五、一九番地ノ一六、一九番地ノ一七、一九番地ノ一八、一九番地ノ一九、一九番地ノ二〇及び一九番地ノ二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町一番地ノ四

株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市天井町一八番地ノ九、一九番地ノ四、一九番地ノ二一及び一九番地ノ二三

一 部 下水道 大和郡山市天井町一九番地ノ四、一九番地ノ二一及び一九番地ノ二三の各

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。